

# 大阪次世代自動車普及推進協議会規約

(趣旨)

第1条 大阪次世代自動車普及推進協議会(以下「協議会」という。)は、次世代自動車(電気自動車(以下「EV」という。)及び燃料電池自動車(以下「FCV」という。))の普及促進、充電インフラ、水素ステーション等の整備促進及び関連製品・技術の普及促進に関し、産・学・官が協力して取り組むことにより、低炭素社会、水素社会の実現及び次世代自動車関連産業の振興・集積・雇用拡大を図ることを目的とする。

2 この規約は、協議会の協議事項、その他協議会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 次世代自動車の普及の促進に関すること

(2) 充電インフラ、水素ステーション等の整備の促進に関すること

(3) その他、関連製品・技術の普及の促進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体(以下「構成団体」という。)を代表する委員をもって構成する。

2 協議会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第4条 協議会の会長は、大阪府商工労働部長が務め、協議会を総括する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 協議会は、原則として公開とする。

(部会)

第6条 協議会には、第2条の協議事項の具体化を図るため、EV部会とFCV部会を設置する。

2 両部会の部会長は、大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課長が務め、部会を総括する。

3 部会は、部会長及び部会長が別途定める団体(以下「部会構成団体」という。)を代表する部会員をもって構成する。

4 部会には、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

5 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、協議会又はそれぞれの部会で協議の上定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年1月12日から施行する。

(おおさか F C V 推進会議規約等の廃止)

- 2 おおさか F C V 推進会議規約及び大阪 E V (電気自動車) アクション協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和元年 9 月 24 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 3 年 2 月 16 日から施行する。

## 別表

(50音順)

岩谷産業株式会社
A.T. カーニー株式会社
株式会社エネゲート
一般財団法人大阪科学技術センター
大阪ガス株式会社
学校法人大阪産業大学
大阪市
大阪商工会議所
公立大学法人大阪 大阪市立大学
一般社団法人大阪タクシー協会
大阪府
公立大学法人大阪 大阪府立大学
オリックス自動車株式会社
株式会社加地テック
関西エアポート株式会社
公益社団法人関西経済連合会
関西電力株式会社
近畿運輸局
近畿経済産業局
近畿地方環境事務所
堺市
サムテック株式会社
国立研究開発法人産業技術総合研究所関西センター
ENEOS株式会社
新コスモス電機株式会社
スズキ株式会社
ダイハツ工業株式会社
CHAdemo協議会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人電動車両用電力供給システム協議会
トヨタ自動車株式会社
西日本高速道路株式会社
日産自動車株式会社
日本エア・リキード合同会社
株式会社日本製鋼所
株式会社日本駐車場サービス
日本ユニシス株式会社

パーク24株式会社
パナソニック株式会社
阪神高速道路株式会社
ビー・エム・ダブリュー株式会社
株式会社フジキン
本田技研工業株式会社
三菱自動車工業株式会社
ヤマハ発動機株式会社
ユアサM&B株式会社

令和3年2月16日時点